

好評発売中

監査小六法
平成15年版
監査小六法
監査小六法
監査小六法
監査小六法

監査小六法
監査小六法
監査小六法
監査小六法
監査小六法

会社決算の実務
会社決算の実務
会社決算の実務
会社決算の実務
会社決算の実務

100社の決算書
100社の決算書
100社の決算書
100社の決算書
100社の決算書

株主総会実務
株主総会実務
株主総会実務
株主総会実務
株主総会実務

株主総会実務
株主総会実務
株主総会実務
株主総会実務
株主総会実務

更一決定した。これは、①公正価値の方が、企業固有価値よりも理解しやすく適用が容易であると判断されたこと、および、②公正価値と企業固有価値は、市場での取引がほとんどない保険契約の場合には、實際上同一の測定結果をもたらすという認識によるものである。

①市場取引がないことを認識した上で、適当な費用と労力なしに市場に取引可能な情報が入手できないときは、企業は企業固有の仮定や情報を活用することができる。
②市場において反証がない限り、保険契約の見積り公正価値は、企業が、新規の保険契約者に同条件、同期間の新規契約を新たに引き寄せた場合にチャージされる保険料を下回ってはならない。すなわちネットの利益を認識できるで

必要である。なぜならば、資産負債法および公正価値評価の問題点が、ひとつは、契約時にアブックロントで剰余利益が認識されるという懸念と毎期の剰余(利益)が大きく変動する可能性にあったためである。前者の問題点については、契約時に損失が発生する場合は損失を認識しなければならないが、契約時に利益となる場合には、その利益を認識せず、ゼロとするとも読める。
これは、私見であるが、市場が有効に機能する場合、保険契約の売手と買手の要求するリスクと不確実性の水準が均衡し、自動調節されることを想定しているのではないかと

と認める。逆に市場の反証があり利益が認識できる場合は、例えば一社だけ突出して保険料が高い場合等を想定しているのか不明である。なお、新契約の予定利率を変更する場合は、金利以外の要因、すなわち死亡率・実死亡率と予定死亡率の差から発生する損益(あるいは費差)実際の事業費と予定事業費との差から生じる損益で行われることは稀と考えるので、結局、資産負債法と公正価値による保険契約の会計は、極論すれば、金利変動要因のみを実現する会計という見方もできる。
なお、保険契約者に対する支払い金額が特定の資産の運用成績に依拠する場合を除き、将来の資産運用期待利回りを保険契約負債の測定に使用することはしない方向も併せて二〇〇三年一月のIASB理事会で確認されている。

①市場取引がないことを認識した上で、適当な費用と労力なしに市場に取引可能な情報が入手できないときは、企業は企業固有の仮定や情報を活用することができる。
②市場において反証がない限り、保険契約の見積り公正価値は、企業が、新規の保険契約者に同条件、同期間の新規契約を新たに引き寄せた場合にチャージされる保険料を下回ってはならない。すなわちネットの利益を認識できるで

①市場取引がないことを認識した上で、適当な費用と労力なしに市場に取引可能な情報が入手できないときは、企業は企業固有の仮定や情報を活用することができる。
②市場において反証がない限り、保険契約の見積り公正価値は、企業が、新規の保険契約者に同条件、同期間の新規契約を新たに引き寄せた場合にチャージされる保険料を下回ってはならない。すなわちネットの利益を認識できるで

①市場取引がないことを認識した上で、適当な費用と労力なしに市場に取引可能な情報が入手できないときは、企業は企業固有の仮定や情報を活用することができる。
②市場において反証がない限り、保険契約の見積り公正価値は、企業が、新規の保険契約者に同条件、同期間の新規契約を新たに引き寄せた場合にチャージされる保険料を下回ってはならない。すなわちネットの利益を認識できるで

①市場取引がないことを認識した上で、適当な費用と労力なしに市場に取引可能な情報が入手できないときは、企業は企業固有の仮定や情報を活用することができる。
②市場において反証がない限り、保険契約の見積り公正価値は、企業が、新規の保険契約者に同条件、同期間の新規契約を新たに引き寄せた場合にチャージされる保険料を下回ってはならない。すなわちネットの利益を認識できるで



IASBによる新しい保険会計 フレームワーク策定と その影響(下)

公認会計士 橋上 徹

III DSOの「これまで」(主な争点) (論点)

保険契約の測定
「企業固有価値」vs.「公正価値」
DSOPによると企業固有価値の定義は当該資産あるいは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の参加者にとって入手できない(あるいは無関係な)要素を反映している可能性がある価値である。特に、保険契約の企業固有価値については、当該企業がその負債の期間に応じて契約条項に従って保険契約者や他の受益者に対して負債を決済していく場合の、

それら支払いコストの現在価値であることされており、企業固有のキャッシュ・フローを含めることは、その定義の中で規定されている。
一方、公正価値の定義はIAS32号にあり、「公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される価値をいう」とされている。企業固有価値と公正価値の測定方法の、DSOPにおける明示的な相違点は、企業固有価値の測定と異なり公正価値の測定においては企業固有のキャッシュ・フローを含めないこと、また企業自身の信用状況を反映することの二点だけである。
企業固有価値という概念が検討されてきた背景には、保険契約には、一部再保険市場を除き、二次市場がないことから、保険契約の測定に当たり、信頼性・客観性の点が問題となるからである。
二〇〇三年一月のIASB理事会では、IASCの時代に保険会計のために設置された起草委員会が公表したDSOPで、保険契約は企業固有価値に基づいて測定すべきとしていた点を、保険契約から生じる資産および負債は、次の二つの場合を除き、フェーズIIでは、公正価値を用いて測定しなければならないと変更

新しい保険会計のフレームワーク策定にあたっては、IASBの七回目の理事会で「保険契約のみを対象」とすることが決定されている。したがって、保険契約の当事者の保険契約に関連しない側面は新しい保険会計のフレームワーク策定にあたっては原則として取り扱わない。例えば、保険会社が保有する金融資産の会計処理は、IAS39号に従って会計処理される。これは、保険業だけに、特例措置を認める点が、会計処理の世界標準化を目的とするIASBの理念にそぐわないからだと考えられる。
一方、二〇〇三年一月の理事会においては、保険会社(または保険業)という枠が完全にはずれると、IAS

S30号が必ずしも銀行業のみを対象とするものではなく、保険業も対象とする可能性があることと同様に、何らかの保険引受リスクを負う会社は、保険業ではなくとも、新しい保険会計のフレームワークが適用されるのではという懸念についても言及されたようである。

IV 残された課題と影響

IAS39号改定案、現行IAS40号の保険会社への適用に関する諸問題

前述のとおり、新しい保険会計のフレームワーク策定に当たっては、保険契約のみを対象とし、保険業を対象とする。このため、保険会社の保有する重要な運用資産である有価証券・貸付金・投資不動産については以下のような問題が生じ、何らかの検討が必要となる。

まず、保険会社、特に生命保険会社は超長期の保険契約を確実に支払うため、債券等の有価証券が重要な運用資産となっている。これらの有価証券は原則、売却可能有価証券(Available-for-sale Securities)として会計処理されてきた。従来は、売却可能有価証券の評価差額は(1)

「発生した期の純損益に含める」、または、(ii)持分変動計算書を通じて直接に資本の部で認識し、当該金融資産が売却、回収、その他の方法により処分されるか、当該売却可能有価証券が減損していると判断されたときには、過去に資本の部で認識された累積利得または損失を当該事象が発生した期の純損益に含める、の双方を選択することができた。

IAS39号の改定案では(ii)に統一することとなっている。また、貸付金については、償却原価法を適用後、回収可能額との差額を直接または引当金勘定を使用して、減額し、当該損失額を当期純損益に含ませないといけな

いだが、改定案では、これに加え、取得当初に売却目的として企業が指定すればどのような金融資産でもこの区分に計上することを認めようとしている。新しい保険会計のフレームワークにおける、保険契約への資産負債法・公正価値の適用による毎期の評価差額が、剰余または損益に計上されることとなると、必然的に有価証券・貸付金等の金融資産を取得当初に売却目的に指定しなければ、評価差額を剰余

(または利益に計上できない点、および貸付金の融資実行を保険会社について「取得」と読み替えられるか(現状の改定案では読み替えの余地はなさそうであるが)、IFRSsの他の基準との整合性および解釈の整理が必要である。また、重要な運用資産である投資用不動産についても、IAS40号の代替的会計処理のうち公正価値モデルを保険会社に強制しようという提案が第一〇四IASB理事会で否決されているが、同様の観点から再検討が必要であろう。

保険契約の評価により利益が計上されることの日本での賛否
会計ビッグバンの一連の流れの中で、金融商品に時価評価が導入された。しかし、金融商品から生ずる評価差の社外流出禁止(保険業法55、商法290等、特に債権者保護を重視する商法会計制度においては、低価格の債権者保護的側面からの優位性見直し論も含め、金融商品への時価評価の評価については見解が分かれるところであろう。

一方、生命保険会社の負債の大宗を占める責任準備金に目を向けると、長期の保険契約で内閣府令で定めらるものに係る責任準備金の積立方式および予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の

水準については、内閣総理大臣および財務大臣が必要な定めをすることができ(保険業法116②)とされており、変額保険・団体定期保険・団体年金等以外の保険契約については標準責任準備金制度の適用対象とされ(保険業法施行規則68)、特別勘定の取支残高を責任準備金積立額とする他の標準責任準備金制度の適用を受けない保険契約についても標準保険料方式により計算した金額を下回ってはいけない(保険業法施行規則69④一、二、四)とされている。

以上の積立方式は、保険契約の会計上の評価を契約時点の基礎率で固定してしまつたため、その評価が不健全になるおそれがある。その防止策として、日本アクチュアリー会が定める「生命保険会社の保険計理人の実務基準」に従い、同実務基準の区分経理の単位ごとに将来収支分析を行い、将来五年間に累積で赤字になるのであれば、その累積赤字の最大額の現在価値を不足額とし責任準備金を追加で積み立てることを法令で求めている。保険業法施行規則69⑤。商法上、負債評価に関する経理規定はないが、同法の資産評価に則して言えば、損失が発生する保険契約については、損失のみ検討を加える現行の評価よりD SOPの提案している資産負債法および

されることかほぼ確定的であるが、生命保険業における危険準備金については取扱いが微妙である。危険準備金は、事業年度末に保有する契約に対しての引当であり、異常危険準備金の取扱いとは一線を画しているためである。要はグローバルスタンダードの最右翼であるIFRSsと制度会計を分離させるか否かがポイントである。

アンバンドリンク

保険契約の会計処理の中で、保険契約をその構成要素に分解して個々の要素をそれぞれ測定することを要求するか(これを「アンバンドリング」という)については今後のIASB理事会で議論される予定である。

V IFRSs発出後の貸借対照表のイメージ

新しい保険会計のフレームワークが、資産負債法および公正価値のフレームワークとなると、生命保険業においてはALM管理の実態が、損害保険業においてはリスクエクスポージャーの実態がそれぞれ明確になり、会計を通じて経営の透明性が評価できるという点は確かである。しかし、その一方で、日本にお

ける制度会計として適用するには前章で記したような課題がある。また、実務的には、システム負荷と多数の確率的シナリオテストが必要となり、決算スケジュールに与える影響が懸念される。

なお、現行の議論でIFRSsが発出された場合の、保険会社の財政状態を示す貸借対照表のイメージ(以上の議論のまとめ)を参考までに記載しておく。

資産(主要なもの)		負債	
項目	適用条項	項目	適用条項
有価証券	IAS39号	責任準備金	DSOP
貸付金	IAS39号	資本の部	概念フレームワーク
投資不動産	IAS40号		